

# 国保の源流「定礼」制度創設背景の児童福祉「産子養育」管窺

小 山 一 乘

はじめに

拙前稿「国保の源流の筑前宗像の「定礼」と「こもり」との地域的一致考<sup>〔1〕</sup>」では、医師井上隆三郎の提題の、「定礼」地域と「こもり」地域との、地域的一致性の必然性・偶然性如何との問いに、筆者は、両者間に、積極的關係性・一致性が否定出来ないと推論した。次に井上医師は「定礼——このような扶け合いの制度が生まれるには、それが育まるべき、なんらかの土壤があったと思われる。例えば宗像郡には、定礼よりも記録的に古いものとして「産子養育」という相互扶助もあつた。」<sup>〔2〕</sup>と指摘する。井上の論理に従えば、国民健康保険制度の源流は定礼制度で、その定礼制度の土壤は産子養育制度との仮説が立てられることになる。

本稿のねらいは、まず、国保の源流の「定礼」制度形成の背景に、より古く既存の「産子養育」制度という土壤の生成と制度化とを考える端緒を得るために取り上げた山村の事例（藤八ら）と漁村の事例（僧忍照）との覚書を作成し、次に、命題「定礼制度は産子養育制度を土壤とする」の論理相検討の覚書作成を以て結ぶ。

## 一 捨子問題及び貧窮産子・間引き問題の史料例

## 1 捨子史料

i 『古事記』にみえる伊耶那岐命イザナギノミコトと伊耶那美命イザナミノミコトとの捨子の描写

「日本神話で、伊弉諾・伊弉冉二神の間に最初に生まれた子。三歳になっても脚が立たず、流し捨てられたと伝える。(略)<sup>(4)</sup>」のは捨子である。『古事記』の記に「雖然久美度邇【此四字以音】興而生子水蛭子此子者入葦船而流去(水蛭ひるこを生みたまひき。此の子は葦船に入れて流し去すてつ)」とみえる。なお、ヒルコの表記は、古事記では水蛭子、日本書紀では蛭児と表記する。記紀での捨子と後世の捨子との差異に関し井上は「イザナギ、イザナミの二神が捨子された子は「水蛭子」とあり、これは日本書紀に「巳三歳トイエドモ脚ナオ立タタズ」と註釈されておられ、重症の身体障害児であった。しかし、その後の捨子は親自身が家計的に飢えていたため、「この児飢えざれば、我が身飢ゆ。」という、どうにもならない貧しさのためであった。」と捨子事情の今昔を比較する。井上は、史上、捨子理由には、医療上と、親の家計貧窮上との二面があると指摘する。

## ii 松尾芭蕉『野ざらし紀行 二』(二六八四(貞享元)年秋〜翌年四月)にみえる捨子の描写

芭蕉『野ざらし紀行』の「富士川の捨て子」の項に次がみえる。

富士川のほとりを行に、三つ計なる捨子の、哀氣に泣有。この川の早瀬にかけてうき世の波をしのぐにたえず。露計の命待間と、捨置けむ、小萩がもとの秋の風、こよひやちるらん、あすやしほれんと、袂より喰物なげたとをるに、

猿を聞人捨子に秋の風いかに

いかにぞや、汝ち、に悪まれたる坎、母にうとまれたるか。ち、は汝を悪にあらじ、母は汝をうとむにあらじ。唯これ天にして、汝が性のつたなき(を)なけ。

訳解する。「富士川のほとりを旅していると、三歳ばかりの捨て子が、悲しそうに泣いている。親は、この子を川の早瀬に投げ込んで、自分たちだけ浮世の波を乗り越えて生きてはいけない、わずかでもこの子の命がある間はこのままにして、との思いで、人知れず捨て置いて立ち去ったのだろう。小萩に吹きつける冷たい秋の風に、今夜のうちに命を散らしてしまうのか、明日にもしおれてしまうのかと哀れに思いながら、たもとから食べ物を取り出して投げ与え、通り過ぎる時に、一句を吟じて、猿の声に悲愁を聞く詩人たちは、この冷え冷えとした秋風の中に捨てられた子のあわれみならば、どのように詠むことであろうか。」を得る。筆者は次の言葉に注目する。

坊や、<sup>(6)</sup>一体どうしたというのだ。父親に憎まれたのか、母親に嫌われたのか。いや、そうではあるまい。父親がお前を 憎んだのでも、母親が嫌ったわけでもない。これは、ただただ天が成したことで、お前のもって生まれ た悲運の定めと、嘆くほか ないのだよ。

去るに際しての芭蕉のたしかに今生の別れの言葉は奈落の修羅場での慈悲の精一杯の究極的境地の立文字であるか。「これは、ただただ天が成したことで、お前のもって生まれた悲運の定めと、嘆くほかないのだよ。」とは究極の「悲」である。捨子容認か、助長論かが問われる昨今の赤ちゃんポスト論よりも残酷である。芭蕉と小林一茶と

は家庭的薄幸が似ている。芭蕉のこの歌の心境と、他方「われと来て遊べや親のない雀」(一茶)の心境との差異・温度差はいかがか。研ぎ澄まされ冷徹で明晰な芭蕉の情理は、今昔の産子養育・捨子対策の児童福祉論への援用は可能か否か思議は窮まる。富士川の捨て子は自助・共助・公助の縁のうすい「捨子」として、飢餓地獄・栄養失調・急性感染症等に罹患し、終には明日にも川の流れに身を浮かべ流され「病気の経過のゆきつくところ」・「死の転帰」の際、馴染みの故人の祖父母等のお迎え現象もなく、不安・恐怖の渦中、死をただ待つのみと芭蕉は言い切るのか。富士川の捨て子の例は江戸期の「捨て殺し」のごく一例にすぎない。

### iii 飢饉と「徳満寺(真言宗、茨城県利根町)」の「間引き絵馬」と柳田國男

周知の「徳満寺(真言宗、茨城県利根町)」の「間引き絵馬」の悲惨な地獄絵図も江戸期の風俗現象を活写する。産褥の「母親が自ら産んだばかりの赤ん坊を力いっぱい押さえつけなければならぬほど、追い詰められる飢饉」による困窮のなす「業」である。民俗学の父となる柳田國男少年(明治二十一年時、十三歳)は療養のため兄で医師の松岡鼎を頼って利根川べりの間引き絵馬近くで生活している。柳田國男少年の心に大きな衝撃を与えたのがこの利根の「間引き絵馬」である。柳田國男が農政・民俗学を研究する動機は「こうした、飢饉を絶滅せねばならない」という念いが、國男少年の心に芽生え、学問の道へ志向せしめたとされる。

享保の大飢饉(一七三二)、天明の大飢饉(一七八二〜八七)、天保の大飢饉(一八三三〜三九)では、多数の餓死者がでて農村は荒廃し、多数の墮胎・間引き・捨子が流行した。天明の飢饉は、天明三(一七八三)年、浅間山の噴火が原因で、関東地方から東北地方にかけて大量の火山灰が降り、農作物に大打撃を与え、世にいう天明の大飢饉をもたらす。江戸でも物価の急騰で庶民の生活を直撃した。この年は、世界各地で火山の噴火が続き、浅間山の噴火もそれに連動したものと考えられている。時の江戸幕府老中の田沼意次は「御救い小屋」を設置し、窮民に

一日三合の米を配給し、関東近郊から江戸へ米を集めなんとか危機を乗り切った。だが、東北地方には無策だったため、東北地方を中心に約三十万人もの餓死者を出した。このとき福岡藩所縁の米沢藩主の上杉鷹山は自ら粥食にして儉約励行の政治を実施する。同時期をほぼ並行して生存した有縁の福岡藩主黒田継高と似る。田沼の対東北方面への無策対応は東北地方の民を捨て同然に扱ったのか否かが問われる。飢饉による、娘の身売り等の悲劇を憂いて打開策を念う周知の「雨ニモマケズ」は、農村経済探究の岩手県人宮沢賢治の胸中に湧く東北人の今昔積年の無念さと悲の深層表明を成すと筆者は思う。中央と地方との今昔積年の格差問題論は明治維新後も続き、薩長土肥関係者から「白河以北 一山百文」と揶揄される故事は贅言不要である。「富士川の捨て子」や「間引き絵馬」の事象は江戸期国内の風俗現象であり産子養育・定礼発祥の筑前宗像地域も例外ではない。

## 二 捨て子対策施策

### 1 徳川綱吉の「生類憐れみの令」再評価と赤ちゃんポスト的捨て子対策——中央江戸から——

天下の悪法とか犬將軍の令として一般に酷評される「生類憐れみの令」は、実は、犬だけでなく、嬰兒・傷病人保護にも目配りをする諸法令の通称であることへの再注目が要る。<sup>10)</sup>

一、捨て子これ有り候はば、早速届けるに及ばず、その所の者いたはり置き、直に養ひ候か、または望みの者これ有り候はば、遣はすべく候。急度付け届けるに及ばず候事。

(中略)

一、犬ばかりに限らず、惣じて生類、人々慈悲の心を本といたし、あはれみ候儀肝要の事。以上

上記の捨子の項を訳す。「捨て子があればすぐさま届け出ようとせず、その場所の者がいたわり、みずから養うか、または望む者がいればその養子とせよ。必ずしも届け出なければならぬわけではない。」と。江戸市中がさながら昨今の「赤ちゃんポスト」的である。「生類憐れみの令」は近年では再評価があり、儒教に基づく文治政治の一環と解し「生類憐れみの政策」とのプラスの評価をする研究もある。(竹中伸夫、二〇一二)<sup>(11)</sup>。

## 2 筑前宗像の山村の大庄屋四人の「捨子防止策の申し出」——山村からの場合——

### i 福岡藩「捨子」の禁令再発事態…「捨子猥りに捨て候儀これあるに付き…その科(とが)軽ろからず候事」

定札のメッカ筑前福岡藩下ではどうか。井上隆三郎が注目する近畿以西をおそった享保十七年の大飢饉の際の「当時の記録『壬子荒政記』」によれば、「田地四十二万六百石余損亡し、残る所はわずかに四万三千二百石余の作のみ」と井上は指摘する。福岡藩でも種々様々の救済処置を講じるも及び難く、「当国十万余人死人これあり。(綜合福岡藩年表<sup>(12)</sup>)」との惨状で、「享保三(一七七八)年の筑前総人数調では三二万一八四八人とあるから、人口の三分の一が餓死した。」<sup>(13)</sup>事態で捨子・間引きが激化する。

福岡藩は「捨子猥りに捨て候儀これあるに付き…その科<sup>科</sup>軽ろからず候事<sup>(14)</sup>」と「お触れ」を発するが、親からすれば「この兎飢えざれば、我が身飢ゆ」の危機的・限界的状況で、宗教発生条件を成し得る。稲作・畑作の即戦的労働力は親・青年・大人であり「腹が減っては戦はできぬ」で労働人材担保優先である。飢えた民が敢行する捨子は、藩発行の一片の法令では空論で抑制不可能である。享保二十(一七三五)年、福岡藩は禁令を再発令する。当時「筑前国では耕す人も餓死した(浮田地<sup>(15)</sup>)」が多くなり、農地は荒れ果てていく。

ii 一七三六年、郡役所宛 捨子未然防止対策仕組（願い）提出の庄屋藤八ら百姓四人の村々

折しも、藩の禁令再発令の翌年の元文元（一七三六）年五月二十三日に、山村の四人の百姓が、郡役所に対して、「耕作人不足に付き、捨子仕らざる様の仕組みを相立てり度く」との「願い」を提出した。四人の百姓と村々は「宗像郡大庄屋、徳重村の藤八、野坂村の市三朗、大穂村の藤五郎、本木村の治助」である。この村々は、拙前稿でみた「こもり」・「定礼」の在った大字空間である。彼等の生活風土は共通である。

上記村々の農村経済の貧富を推量する上で注目すべき記がある。本木村に自然地理的に隣接する舍利蔵の土壤について『筑前国続風土記』に「舍利倉村、山のかたはらにある村也、此地田圃肥饒なる事、國中第一二の上品也」との記がみえる。当「舍利蔵」・「舍利倉」の詳細は拙前稿でふれた。「此地田圃肥饒なる事、國中第一二の上品也」と定義している。肥饒な土壤基盤なら収穫面では「豊饒」が約束される。この肥饒と豊饒とは、物心両面を念う産子養育制度設計の物質的豊かさ、精神的豊かさを担保する背景的基盤・土壤として重要であると筆者は穿つ。ところで近畿以西をおそった享保の大飢饉の際、舍利蔵村の飢饉災禍の有無等の実態については、筆者の今後の調査課題である。仮に飢饉の際にも本木・舍利蔵の農作物が豊饒なら、巷間に言う「衣食足りて礼節を知る」で、物心の余裕が万が一に備える産子養育設計を多角的にゆとりを持って熟考することを可能にしたと思量される。洪水害等に悩まされる例えば宗像大社直近の釣川流域とは異なる自然地理的環境が穿たれる。

iii 村々の庄屋の願い「捨子仕らざる様の仕組」は後の福岡藩の重要政策「産子養育制度」起源となる大庄屋藤八ら四人の庄屋から提出された「願い」の文言は具体的には、次の如くである。すなわち

耕作人不足にて粗末に相成り候事ゆえ、捨子仕らざる様かねて存じ寄り居り申し候ところ、去る冬捨子仕らざる

様仰せ出られ候に付き、何れも申し談じ、貧窮の者まで捨て申さず、養育のため郡中人別鳥目四ツ、又は八ツあて年々指し出し置き、出生の節 貧窮の者へ米粍、式俵あて遣わし申す可き旨、仕組相立て郡中村々庄屋に申し談じ候ところ、その意を得て候。いよいよ申し付け候はその通り仕り度き旨申し出候。<sup>(21)</sup>

端的にいえば、「各戸から鳥目すなわち金銭を醸出し、貧窮者の産子に年に一、二俵の米を与えようという仕組み」である。喫緊の課題の「捨子仕らざる様の仕組み」制度設計提示である。實際生活に有用な具体的解決策を案出している。子供の確たる養育は、やがて田畑の耕作の労働力担保に直結するという実用的な思考と行動、つまり行動経済の構想基盤がある。子供は大事に養育すべきという家庭経済的・社会経済的・社会福祉的な論理がある。子供が餓死しての少子化は回避すべきという農村人口経済危機回避の実際的具体的智慧である。この智慧は「被支配階級の農民の間から自主的に、経済的裏付けをもって、捨子を未然に防ぐ制度を生み出したことは、他にその記録を見ず、わが国の相互扶助制度の歴史からしても注目さるべきこと」であった。<sup>(22)</sup>

この願いは福岡藩政史上時宜を得ている。捨子の禁令発令、耕作人の減少が藩の石高収入行財政に甚大な打撃を与えていた時局であったので、郡奉行経由で福岡藩六代目藩主の黒田継高に願いは取り次がれ、藩主は彼等の願いを「奇特の至り」と賞して、直ちに許可し実行するように命じた。中老・吉田六郎太夫は藩主のこの言葉をそえ、この養育仕組を「村々庄屋は申すに及ばず、末々まで相守り候よう申し談ずべく候」と書に記し郡奉行に送達した。捨子未然防止をめざす情理に拠る堅固な標準化可能な制度設計提言史である。(太字筆者)



### 3 仏教児童福祉・経世済民具現の福岡の浜の勝浦村の永島半次兵衛寛勝・忍照にんしょう和尚

——漁村からの場合——

#### i 近世中期、福岡藩でも捨子の風習<sup>24</sup>

『福岡町史 通史編』の「第五編 近世、第三章 福岡浦 第四節 浦の組織と自治 二 浦の自治」に次記がみえる。

近世中期、福岡藩内でも捨子風習があり、たとえば双子の場合でも一人は捨てられたそうである。宗像郡勝浦村の永島忍照はせめて勝浦村と勝浦浜だけでもこのような風習をやめさせようと、宝暦十（一七六〇）年ごろから「村々では貧富の差などがあるが、せめてうまれたときくらいは平等であるべきではないか」と托鉢をしながら説いて回った。やがて彼とその一族をはじめ相当の資金が集まり、勝浦村で生まれた子供はすべて同じ産着を着ることとなった。これを受けて福岡藩は宝暦十四年（一七六四）に「掟」を村々・浦々に出した。<sup>(25)</sup>

漁村・浦と藩との関係が俯瞰でき、富士川の捨て子の如き風習の類例は福岡藩内にもあったことが分かる。

#### ii 忍照の思考と行動の概要——児童福祉の祖のひとりと称される——

忍照は真言宗の僧（名）である。俗名は永島半次兵衛寛勝<sup>はんじむえいひろかつ</sup>で「実家は、江戸時代代々の勝浦村庄屋（甘住屋の屋号を持つ造り酒屋）で、かつ江戸時代に永島姓（苗字）を持っていた家柄<sup>(26)</sup>」でもあった。忍照はもと農民だったが、病気で息子に家業を譲り出家した。「非常に慈悲深い人物」と伝わり、忍照三代（本人、息子、孫・僧）は皆人徳があると伝わる。遺伝のか、環境のか、輻輳のか等の論は今筆者は割愛する。妻も出家し貞寿<sup>ていじゆ</sup>と名乗る。

iii 忍照は雷山千如寺大悲王院の実相律師を師僧に得度剃髪受戒・法名忍照、妻も得度受戒し法名貞寿

今日の福岡県糸島郡にある真言宗雷山千如寺大悲王院の実相律師を師僧として得度・受戒し出家。観心庵（観音堂）を建立し、後に、円通寺智院（惣智院との記も）建立する（開山）。出家した妻貞寿も夫婦同行の福祉行を實踐した。真言宗「雷山千如寺について」当山の「案内」に「成務天皇四十八年（一七八）、雷山の地主神である雷大権現の招きで渡来して、天竺靈鷲山の僧、清賀上人の開創と伝えられております。その後聖武天皇によって勅願道場となり、七堂伽藍が建立されました。歴代天皇をはじめ、天下の武将・豪族が競って尊崇し、鎌倉幕府を始め、諸大名が祈願文を捧げ、齊田を寄進し、一山三百坊に及びました。特に、宝暦三年（一七五三）には福岡藩主、黒田継高公が現在の寺である大悲王院を建立した」とみえ、「安産、子育て、開運厄除等の祈願所、身代わりの御守り「サムハラ」のお授け所」として一般大衆の信仰を集めている（web版参照）。忍照が得度・受戒した雷山千如寺が「安産」・「子育て」・「開運厄除」等の祈願所という機縁は忍照の産子養育の契機と穿つ。

#### iv 福岡藩主黒田継高（一七〇三〜一七七五）の施政環境考

産子養育制度形成には福岡藩主黒田継高の姿勢は看過できない。在位は一七一九〜一七六九で、半世紀にわたり藩政長期熟考構想上プラス面がある。幕府第七代將軍家継の元で元服しその偏諱を受けて継高に改名するほどの幕府徳川家との力強い関係は看過出来ない。天下国家眺望の中央と、遙かに『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群を視座として大陸をも眺め俯瞰する政治的環境すなわち土壌が福岡藩にはある。重吉吉田栄年・親子らを登用し連上銀の改定を行い、享保の大飢饉後の窮民対策を實施し藩政改革は、一定の成果を収めた。山村の藤八らも漁村の忍照も、藩主継高との機縁があり、筑前宗像の産子養育制度創設に至る。爾後の、「定礼」制度という医療行財政形成基盤推進への土壌ともなる産子養育への舵取りをした重要な藩次元の人的土壌として機能した藩主と筆者は思

う。経世済民の名君上杉鷹山（一七五一—一八二二）は高鍋藩主・秋月種美の次男で、母は黒田長貞（秋月藩主）の娘・春姫。母方の祖母の豊姫が米沢藩第四代藩主・上杉綱憲の娘である。この縁で、鷹山は十歳で米沢藩の第八代藩主・重定（綱憲の長男・吉憲の四男で、春姫の従兄弟にあたる）の養子となる。経世済民を事とする福岡藩主黒田継高と米沢藩主上杉鷹山とは因縁深く、生存年の一七五一年から二十四年間の重なりは看過出来ない。

v 円通寺薬師堂の立地と宗像大社の立地との宗教空間

『筑前國統風土記拾遺』卷之三六 「宗像郡 上 田島村項」には次の記がみえる。

○薬師堂 山下といふ所に在。木像長一尺三寸脇士十二神將長八寸 共に天正二年三月大宮司氏貞造立せらる。昔の像は行基の作なりしか、近代の乱に紛失せしかは、博多津宗藤左衛門重次といふ佛師に命して改造せしよし。像背に銘有。又今山と云所にも薬師堂あり。（太字筆者）

「薬師堂 山下といふ所に在。」とみえる「薬師堂」とは「円通寺薬師堂」か否かは判然としない。しかし今、現地には「道標「円通寺薬師堂」との道路標識がみえていて、この道標によれば「円通寺薬師堂」となるが、さらなる確認は今後の課題とする。この堂は、宗像大社・宗像大社辺津宮の正に至近距離に在り、大社大駐車場からの距離僅か四〇〇メートル足らずの西側の山中に位置する奇縁がある。「田島村」とは宗像大社・宗像大社辺津宮が鎮座する村落の地名（地区名）である。宗像大社は宗像三女神を祀る神社の総本社である。その宗像三女神は周知の「伊勢の神宮・天照大神の御子神として誕生した三柱の女神」で、「長女の『田心姫神』は女界灘の孤島・沖ノ島・沖津宮」に祀られており、次女の、『湍津姫神』は『大島・中津宮』に祀られ、末女の『市杵島姫神』は宗像大社境内

の「辺津宮」に祀られて」いることは周知事である。平成二十九（二〇一七）年七月九日に世界遺産に記載・登録された「記載物件名」の「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群」の「具体的な物件」のうちの一つの「辺津宮」は現在の福岡県宗像市の釣川沿い「田島」地区の宗教地理空間に在る。

#### vi 円通寺薬師堂造立年と円通寺想智院造立年との年代前後関係管窺

対比・留意したい年代がある。一方は、田島村の薬師堂にみえる「天正二年（一五七四）三月」である。他方は、桂獄山円通寺想智院にみえる「寶曆年中（筆者註：一七五一～一七六三）」である。年代差は明解で、一五七四年と一七五一～一七六三との差は約二百年弱の隔たりがある。円通寺薬師堂の年代は古い。両者造立に関して縁起的時間的前後関係が仮にあるならば、寺名「円通寺」使用痕跡は、史料上では「円通寺薬師堂」の方が古い。忍照は、先行する「円通寺薬師堂」の名を載いて「円通寺想智院」と命名開山したと仮に考えるならば時系列的には自然である。

#### vii 圓通寺想智院（真言宗）建立・名見山（標高一六五メートル）と桂獄山（標高一四六メートル）との連峰西側斜面

「筑前國續風土記拾遺」の「勝浦嶽大明神」の項に「寶曆の頃、社内（社内に）に惣知院といふ庵を建立せしより、此社は今彼庵の鎮守社の如し。温古の士は痛惜すべきこととこそ」とみえる。鬼門措置企図の有無検討が要ると筆者は思う。表記が「想智院」でなく「惣知院」とある。詳細は別稿に譲る。『筑前國統風土記附録』卷之三二「宗像郡上 勝浦村并濱の項」に次の記がみえる。「桂獄山円通寺と號す。雷山千如寺に属せり。初は觀音堂のミにて山上にありしか、寶曆年中（筆者註：一七五一～一七六三）村民永島氏（剃髮して忍と號す）なる者、麓に草庵を營ミ建て、怡土郡雷山の子院の名を移し、惣智院と號し、觀音佛をここに安置せり。則忍照ハこの寺の開山也。寺内に大師堂・不動堂あり」（太字筆者）と。「雷山千如寺に属せり」とみえ、「成務天皇四十八年（一七八年）、雷山の地主神である雷大

権現の招きで渡来して、天竺靈鷲山の僧、清賀上人の開創と伝えられている」という古刹所縁の寺院である旨を語る表記である。忍照は単なる一祈禱僧におさまる人物ではないとの評価論があり得てくる。

viii 忍照の桂獄山円通寺開創年と黒田継高の大悲王院建立年との重なりは偶然か必然か

忍照が、桂獄山円通寺（のち円通寺想智院）を開いたのは、「筑前國続風土記附録」卷之三二「宗像郡 上 勝浦村并濱の項」によれば、寶歴年中（筆者註：一七五一—一七六三）である。黒田継高が大悲王院を建立したのは一七五三年である。円通寺開山時期と大悲王院建立時期とは時期が近いか重なっている。これは偶然か、必然か。

ix 「訶梨帝母堂」

子供たちの保護、救済に余念がない忍照は、円通寺想智院境内の訶梨帝母堂に「訶梨帝母」（かりていも／Harih、ハリリティー、鬼子母神）を祀る。鬼子母神は釈迦に邂逅して悔悛する前後の、前半は、残酷な面であり、これには、捨子や間引き（嬰兒殺し）の負のイメージが重なる。鬼子母神の後半は悔悛し仏法の守護神となり、子供と安産の守り神となり、正のイメージとなる。忍照は教化活動で、捨子・間引きの負の相から、正の相への転換を希い、その方便の象徴として「訶梨帝母堂」を設えたと筆者は穿つ。

x 一七三二年、飢饉困窮難民の産子や捨子救済托鉢教化活動・「せめて・産着統一」化運動着手

忍照の村は宗像郡玄界灘の海沿いの村で「享保十七年（一七三二）の時は難民があふれた」。このとき永島半次兵衛寛勝は「私財を投じ下関で北国米を買い、難民を救助」するのに奮闘した。しかし焼け石に水で救済は至難で、餓死者は「享保十六年 二六人、同十七年 九七人、同十八年 二二五人、同十九年 一六人」（勝浦村、大乘院過去帳<sup>20</sup>）。続発の飢饉で、幼児の死亡や多くの捨て子続出の惨状は漁村も例外ではない。

彼は、産子が貧富の差や身体障害児という理由で、或いは迷信等の理由で差別対象だった双子（二人の内一人は

捨子)等をも含め「産子捨て申さざるよう」と勝浦村と勝浦浜を托鉢をして回り、家々から志をうけて、生活困窮者には米・麦を与え、彼の思想「産子はみんな平等である」を説き続け、徐々に理解者を得ていったといわれる。せめて生まれたときくらい平等に同じ着物を着せて祝つてあげようと「産着の統一」化運動をした。「やがて彼とその一族をはじめ相当の資金が集まり、勝浦村で生まれた子供はすべて同じ産着を着ることとなった<sup>(34)</sup>」。教育の原理思想であり、仏教での子供の守護神としての覚醒後の鬼子母神の慈悲心がある。忍照の妻も出家・協力し、計画的に仕立ての段取りをし、産着を縫い産子に与えたという。

xi 一七六〇年ころ、忍照「産子はみんな平等である」

——せめて勝浦村と勝浦浜だけでも捨子の悪風習廃絶希う——

宝暦十(一七六〇)年ころから、「村々では貧富の差などがあるが、せめて生まれたときくらいは平等であるべきではないか」と「托鉢をしながら説いてまわった」。せめて勝浦の村・浜だけでも捨子の悪風習廃絶を希った。

xii 一七六四(宝暦十四)年、福岡藩六代藩主黒田継高——「捨て子制禁之事」(掟)布達、

享保の飢饉三十三回忌施餓鬼供養を筑前全域に命令——

忍照の「産着の統一」化運動の実績を福岡藩主(黒田継高)が認知し、捨て子禁制の「掟」を藩内の村々・浦々に出し、養育方の制度を確立した。「掟」は次である。藩の一漁村の企画を藩の中央が採択し藩全般に施策した。藩主の才覚・柔軟さが看過出来ない。上杉鷹山との家系上の因縁を想起する。

掟

國中産子を捨て候儀、かねがね制禁せしめ候ところ、連年の風俗に相なり、今以て相止まぬ由、奉行中教示ゆる

がせの段不埒に候、今後捨て申さぬように屹度相示し、自然相背き候者あらは重き科を申し付けるものなり

宝曆十四年六月 御直判

町奉行

郡奉行

浦奉行（前掲『福間町史 通史篇』、四六七頁。井上前掲書引例表記とは若干異なる）

上記の如く忍照は、托鉢行と捨子禁止教化活動を精進実践した。その結果「勝浦村では忍照の努力により、捨子は大方うすれていた。」けれども、忍照自身は「未だ内心の処、覚束なく候」と危惧していた。そこで黒田継高の「掟を機に捨子を「一統相止め風俗改むべし」と発願した。そこで「まず、生まれ出ずる者を祝うため、忍照は村じゅうの産子に、産着一着を送<sup>マツ</sup>」ることに決めた。この企画には、忍照の三人の子供の、半兵衛、半四郎、大庄屋半五郎を始め、勝浦、牟田尻、奴山の三カ村の計七十人の人が「随喜<sup>33</sup>」して賛同し、浄財を出しあ<sup>34</sup>った。」という。「産着」は「別け隔てのない、生まれ出ずる子供に対する最高の贈物」であり、大人への「間引き防止」・「捨子防止」の教化上の心理作戦でもあると穿たれる。仕立ての要領は次であった。

一、木綿ひとえ物式尺たち

但し、もめん八尺にて身、襟、袖おくひ立合い候事

右染模様 浅黄染ぬきちらし

鶴亀宝つくし

染賃三十銅

付タリ

紐さらさら式尺參寸、袖裏・茜染、半はは式尺<sup>(35)</sup>

「産子はみんな平等である」という目的を徹底する過程が目標化され、方便として具体的内容を示し、仕立て作業の方法が示される。ここは山村の藤八等の「捨て子しなくてすむようにする物心にわたる具体的「産子養育制度」の「願い」の合理的具体性と比肩出来る。宗像の山村と漁村との一致性である。かくして「捨て殺し」の運命にあつた「嬰兒たちは、千年や万年も生きるとされた鶴亀模様の産着を着て、無心に笑っていた。人々は生まれ出ざる者の喜びと、生命の輝きに胸を打たれたことであろう<sup>(36)</sup>」と井上は記す。さらに井上は、たしかに「忍照自身によれば「殊の外意義深き事にござ候いて、筆紙に尽しがたく候」ことだったが、その次第はさらに次のように書き誌されている。」として「……只今より出生の小児、此の産着を着初め候い人々の世に相成候者、御上の御仁相愛に薩埵の大悲と照り合ひ、教えず戒めずして正真正直の良民と相成り、村中も繁昌仕るべしと存じ、相極め候……。〔忍照、産子養育勸<sup>(37)</sup>〕と記し「薩埵の大悲」は雷山千如寺大悲王院の機縁の示と穿つ。

xiii 忍照 村中の産子全員に「産着」布施（明和元年一七六四）

産子に贈る産着は、天明八年頃は年に一五〇〜一六〇着だったのが、寛政十年頃には年に二三〇〜二四〇着に増加したことを井上は指摘している。

xiv 明和元（一七六四）年、産着浄財残金で貧窮産婦等救済・貧窮者の「産子養育料」扶助制度樹立（児童福祉）忍照等は、「産着を作った浄財の残りは、貧窮者の産婦等の救済にあてたが、貧窮者の産子養育料としてはこれ



だけでは不足だったので、年に十俵積み立てることにした。そこでまず、忍照自身が五俵、息子の半兵衛が残りの五俵を、「万事儉約仕り」差し出すこと<sup>(39)</sup>にしている。さらに以上のために息子の大庄屋半五郎の「養育田」も求めることにした。このことに関して政治的に動くこと<sup>(40)</sup>にして忍照はこの主旨・趣旨を、郡奉行宮川次郎右衛門に「……何とぞ仰せ付けなされ下され候よう」(明和元(一七六四)年)と願い出て、実行した。この「念願は五年後明和六年十二月二日に成就した」<sup>(41)</sup>。すなわち公認された。

xv 明和六(一七六九)年、貧窮者「産子養育料」扶助制・「養育田」開田で「永代不易の養育料」の原資担保物心両面を持続的・安定的に俯瞰した児童福祉の制度設計の原図が看取される。「せめて」産まれたときぐらゐ平等の産着を着用させた産子の伸長過程対応の養育及び生老病死の応病与薬対応の定礼を希う土壌が看取される。

xvi 忍照遷化(安永五(一七七六)年)後も子(大庄屋半五郎(初代))や孫(僧・勝道)により継承その結果「勝浦・牟田尻・奴山三ヶ村には産子紛らはしきかつてこれなし」<sup>(42)</sup>となり妊娠中絶や捨子は影をひそめるに至った。この画期的事態を実現した努力は筆舌に尽くし難いと推察される。

xvii 忍照の子の、初代大庄屋半五郎(通算二代目)・式代目大庄屋半五郎(通算三代目)尽力初代大庄屋半五郎の尽力は、産子養育拡張のため、養育田開田願(宗像郡江口村旧河川敷)を郡奉行に提出した。式代大庄屋半五郎の尽力は、養育田完成までは「錢一貫目を三年間、養育料として献上」し、養育田完成(寛政十年)新田四町五畝、この田の租税の残り全てを「永代不易の養育料」として献上した。

### 三 福岡藩の産子養育制度施政

i 福岡藩人口減少財政苦境で藩主黒田継高の方針・「捨子養育」の「扶け合い運動」推進

藩では「捨子養育 米寸志差し出し候町人・百姓」を福岡城に呼び酒等を賜い、また筥崎八幡宮の通りで殿様へのお目通りを許<sup>(41)</sup>すなどのプラス評価をし促進化に努めた。(浜地文書)

## ii 「捨子仕らざる様の仕組」

この仕組みは後の福岡藩の重要政策「産子養育制度」創設化につながる。

iii 忍照親子三代の「働き(機能)」と「業績(構造)」とを藩レベルで認知し藩より忍照三代に次の趣旨で授「賞」  
① 宗像地域の発展に尽力した忍照親子三代の地域次元としての「働き」への評価。

② 福岡藩の発展に尽力した忍照親子三代の「働き」を福岡藩政次元で採択し標準化し構造的「業績」的評価。

③ 忍照・初代半五郎・浄財寄付者には、「殊勝の至り」として「賞」される。

④ 式代目半五郎：「別けて奇特の至り」(永島家文書)と藩から沙汰。前記の開田のうち三反を年貢免除の「永代作り取り」許可。子の代まで式代、年始藩主謁見許可。

## iv 福岡藩の産子養育制度確立

さらに寛政九(一七九七)年にいたると、「……去る寛政九巳年より類例これなく、貧窮の者産子養育として、惣御郡中より一ヶ年に米二千俵あてお切り立て、御上より三千俵あて御救い捨て仰せ付けらる。(三苦文書)<sup>(42)</sup>」とみえていて黒田藩産子養育制度は確立した。

## v 「養育米代金下付の仕組み」事例

井上は「宗像郡牟田尻村の貞平が、産子養育米として年に米一俵の代金を藩から受け取った村の控えである。村の組頭・庄屋が貧窮者の養育米代金を大庄屋に願ひ、さらに郡奉行に取りつがれて下賜されており、一貫した保護政策がしかれていた<sup>(43)</sup>」ことを指摘している。監査制度の機能化がみえる。紙幅上詳細は割愛する。因みに井上に拠

れば「この記録は和紙綴りであるが、その表紙」に「寛政十一年 極貧産子養育御救米お願い申し上げ候分、その次年より式ヶ年お渡し下され分、受取り証抛のひかえ、文段は口にてこれあり貞平分の通り也。未の四月分より。○式年めより村ひかえ」との記があり、<sup>(44)</sup>「牟田尻村では貞平の外に源助、仁助、弥作、左七の計五人が年に米一俵の代金を二年間、養育料として受け取ったことが記録されている」と井上は記す。また、井上は「この記録の終わりに近い所に、「御米壺俵代 一 六十文錢三拾目 申ノ七月十二日受取 ヶ 牟田尻村 仁助 右今度より養育方五七郎より受取り、錢受取帳は五七郎手元にて印形取り候故、この方より受取さし出すに及ばず。」と記している。<sup>(46)</sup>（太字筆者）。養育米の制度運営の動きの実態が俯瞰できる。「申ノ年は寛政十二年（一八〇〇）」であり、この年から懸案の新職制「養育方」の制度化・実施がわかる。養育方は「庄屋・組頭級の人材であった」と思われる。<sup>(47)</sup>右から分かるのは「養育米代金下付の仕組み」で、「錢受取」授受関係者のいわばSWIHが確立し受取授受の監査機能が精緻に確立している様子が看取される。そして「申の年は寛政十二年（一八〇〇）」であり、同年から養育方なる新しい職制ができたことが示されている。養育方は庄屋・組頭級の人材であったと思われる。<sup>(48)</sup>との解説がみえる。産子養育制度には、「医師、穩婆<sup>わんば</sup>（産婆）たちの働き」が関わる。井上によれば、協力を命ぜられる医師は、「当時、医師組合に所属する医師は頭取医に死産・流産の明細を届け、頭取医はこれを郡奉行に報告していた。<sup>(49)</sup>」また、「出産に直接たずさわる穩婆、つまり産婆も協力を命ぜられたが、（中略）彼女らは、墮胎・間引き等の「筋悪しき頼み事」に加わったら「重き御咎め」を「仰せ付け」られた。<sup>(50)</sup>」穩婆（産婆）は頭取医の監督下に置かれていた。詳細は別稿に譲る。

vi 藩、村・浦、医師、穩婆の努力で筑前の国の人口増加

井上に拠れば「寛政四年（一七九二）二七万二、三九八人が 天保五年（一八三四）三〇万二、四三六人」<sup>(51)</sup>に増えた。

## 四 まとめ

藤八等の事例は、家族社会・地域社会の農耕作業の持続化・安定化を図る観点から発する捨子未然防止等の産子養育指向であることを確認した。忍照の事例は、差別なく平等を希い念う宗教的・仏教的観点から発すると穿たれる捨子防止、間引き防止の産子養育指向であることを確認した。藤八と忍照とは間引き防止・捨子防止で一致する。

定礼が生まれたのには「なんらかの土壌」があり、それは古くから記録のある既存の産子養育であったと井上が思量する点に筆者は首肯する。筆者のキーワードは「せっかく」と「せめて」で、両者の情理の交互の連鎖的反応だと筆者は考える。

産子養育制度上で、せっかく生まれた産子にはせめて生まれたときくらい皆平等の産着を着せたいと希い産着統一を図った。捨子防止のためにせっかくの仕組みを整備した。そのようにしてせめての念いで産子養育制度のもと養育した子供には、せっかくここまで育ったからには子供（未来の大人）の更なる伸長を希い、子供と、子供を育むシステムの産子養育制度とを、共に停滞させないで子供の伸長に応じて応病与薬宜しく、成長・発達させ、新生児以降終焉（当時、平均寿命三十五歳〜四十五歳位）までの一生涯に対応する福祉医療的相互扶助制度を希う情理的思考と行動とが産子養育制度展開内部情理として発生し、結果的に新たな制度すなわち、産子版ではなく生涯版の養育制度つまり定礼制度を希い具現化するに至ったと仮説する。ならば井上医師のいう仮説「なんらかの土壌」は「産子養育制度」であり、延長線上に「定礼」制度が醸成されゆく。産子養育制度は定礼制度の胎芽的基盤である。産子養育制度は自然裡に定礼制度なるものを希い創出したと筆者は思う。故に、定礼制度は産子養育制度から生まれるべきして生まれた申し子だと思ふ。産子養育は後の母子保健制度の原流ともいえる。

明治期に、産子養育制度は廃された。捨子救済慣行は継承し、棄子養育米給与方を定めたが、対象は「捨子」限定で「産子」ではない。公的扶助責任の回避傾向の薩長閥政府の姿勢で保護は不十分化してしまった。対「産子」の「三子出生貧困ノ者へ養育料給与方」（太政官布告、明治六年）は出たが嬰兒や妊婦への普及度は疑問とされる。のち健康保険法が大正十一（一九二二）年に制定され、昭和二（一九二七）年に全面施行され、被保険者の分娩費・出産手当金・育児手当金、配偶者の分娩費・育児手当金への対応が制度化された。そして昭和五十一（一九七六）年八月二十八日厚生省発児第一四一号厚生事務次官通知「市町村母子保健事業の推進について」により、生活保護世帯、非課税世帯には、ミルク代として、妊婦に六か月間、産婦に三か月間、栄養強化を必要とする乳幼児に九か月間の給付が制定された。藤八らが産子養育を願い出してからこの厚生事務次官通知まで約二四〇年という遙かなる歳月が経過した。

なお、本通知は、平成三（一九九一）年五月二〇日、厚生省発児第八九号、各都道府県知事、各政令市市長、各特別区区长宛厚生事務次官通知「市町村母子事業の推進について」にて廃止され、各種母子保健事業を整理統合するとともに、新たに思春期における保健・福祉体験学習事業を加えて、平成三年度から実施する改正が実施された。産子期から思春期への生涯展望設計が企画された。藤八等の情理が昭和に甦った。産子養育は「子供はいったい誰のものか」、「誰が養育するのか」「誰が子供を護るのか」を情理的根柢的に思考し地域の皆で養育する全村児童相互扶助福祉的制度だったと筆者は思う。周知の千葉県野田市の両親による小学四年生女兒虐待致死経緯にみえる地域教育関係者間の連携不手際問題の反省鉄槌となる。実父母が念入りに女兒虐待致死させた事件は、極論すれば、問いき・捨て殺し以上に悲惨だと筆者は思う。唐突だが、成人式で荒ぶる一部の新成人が社会問題化した時宜、二〇〇一年一月一日F局テレビ番組で、成人資格認定試験・成人免許証交付・提示制度を主題とする問題提起放送

があつた。援用すれば親の子供養育資格認定試験・免許証交付制度化指向への深刻な問題提起を彷彿させる。相田みつをに傾注の行動経済学の産子養育評価論は興味深い。

「宗像郡は、日本の近世における福祉制度の発祥の地のひとつである。」<sup>(2)</sup>を改めて深く熟考したい。

本稿(管窺)で扱わなかつた事項についての検討は今後の課題である。皆様のご教示を切にお願いいたします。

【附記】本稿作成に際し前稿同様、福津市教育委員会及び文化財係の南時夫氏にはご多忙中ご教示賜り謝意を表したい。また茨城県利根町布川の海珠山多聞院徳満寺御住職及び寺院の皆様からは「間引き絵馬」に関する極めて貴重な情報をご教示頂きました。心より謝意を表します。

#### 註

- (1) 拙稿「国保の源流の筑前宗像の「定札」と「こもり」との地域的一致考」、駒澤大学『仏教経済研究』第四十七号、駒澤大学仏教経済研究所、平成三十年五月、二九～五七頁。
- (2) 「うぶ・こ」【産子】は、「同じ産土神を奉ずる人。氏子。」である。「うぶ・こ」【産子】は「生まれたばかりの子。あかこ。大抵御覽『うぶ・こにふ子に至るまで』(『広辞苑』岩波書店、平成二〇年、第六版)。清音と濁音とで語義が異なることに注意が要る。
- (3) 井上隆三郎『健保の源流』筑前宗像の定札、西日本新聞社、一九七九年、二三八頁。
- (4) 『広辞苑』岩波書店、平成二〇年、第六版、「ひる・こ」【蛭子】の項より。
- (5) 井上隆三郎前掲書、二二九頁。
- (6) 「男児を親しんでいう語。江戸時代は女兒にも用いた。」(前掲『広辞苑』)。男児、女兒のいずれにも用いた。
- (7) 母を亡くして継母のもとで過ごしたつらい少年時代を回想して詠んだ句である。季語は「雀の子」で、季は春。
- (8) 『広辞苑』、第六版「転婦」の項。
- (9) 『日本大百科全書(ニッポニカ)の解説』(web版)に次の記がみえる。すなわち「赤ちゃんポスト あかちゃんばすと。諸事情により親が養育できない赤ちゃん(新生児)を匿名で預かる施設の呼称。国内で初めて認可されたのは、熊本市西区にある慈恵病院が設置した施設「こうのとりゆりかご」である。二〇〇六年(平成十八)十二月、慈恵病院は熊本市に赤ちゃんポストの設置を申請し、厚生労働省が「(設置を)認めない合理的な理由はない」と容認の見解を示したことか

- ら、熊本市は二〇〇七年四月設置を許可。慈恵病院は五月から「こうのとりのゆりかご」の運用を開始した。(後略)
- (10) 「なぜ偏った解釈が広まったのか？」については、「綱吉の後に政権を握った新井白石が、自分の政権を自画自賛するために、綱吉時代を過剰に貶めて、生類憐れみの令についても害悪を誇張」したことが穿たれる。
- (11) 竹中伸夫「中学校における歴史人物学習の可能性・教科書分析と授業開発を手がかりに」(二〇一二) 参照。
- (12) 一七三二年、イナゴなどによる害で近畿以西をおそった。筑前国も罹災。
- (13) 井上隆三郎前掲書、二四一頁。
- (14) 井上隆三郎前掲書、二四一頁。
- (15) 井上隆三郎前掲書、二四一頁。
- (16) 井上隆三郎前掲書、二四一頁。
- (17) 浮田は湿田であったか、税を免じられた田であったと推定される。
- (18) 井上隆三郎前掲書、二四二頁。
- (19) 井上隆三郎前掲書、八四頁図参照。
- (20) 『福岡藩・郡役所記録』。井上隆三郎前掲書、二四二頁。
- (21) 「(中に孔があつて、その形が鳥の目に似ていることか) ① 銭(ぜに)の異称。↓鷲眼ががん。② 一般に、金銭の異称。」(『広辞苑』岩波書店、平成二〇年、第六版)。
- (22) 井上隆三郎前掲書、二四三頁。
- (23) 井上隆三郎前掲書、二四三頁。
- (24) 福岡町史編集委員会『福岡町史 通史編』、福岡町(現福岡県福津市)、平成十二年、四六七頁。
- (25) 前掲書、四六七頁。
- (26) web版を参照。
- (27) 『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群』とは、宗像大社沖津宮、(沖ノ島、小屋島、御門柱、天狗岩)、宗像大社沖津宮遙拝所、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮、新原・奴山古墳群である。
- (28) 「千如寺について」(雷山千如寺大悲王院 web版より)
- (29) 井上隆三郎前掲書、二四四頁。
- (30) 井上隆三郎前掲書、二四四頁。
- (31) 前掲『福岡町史 通史編』、四六七頁。

- (32) 『広辞苑』(岩波書店、平成二〇年、第六版)の「きしも・じん【鬼子母神】」の項に「(キシボジンとも) (梵語 Hanu 訶梨帝) 王舎城の夜叉神の娘。千人(万人とも)の子を生んだが、他人の子を奪って食したので、仏は彼女の最愛の末子を隠して戒めた。以後、仏法の護法神となり、子宝・安産・育児などの祈願を叶えるという。また、法華經を受持する者を守護するともいう。像容に、一児を懐にし吉祥果を持つ天女形と、忿怒相の鬼形とがある。歓喜母。訶梨帝母。誹風柳多留<sup>24</sup>『一などを売るのはやすいやつ』とみえる。
- (33) 井上隆三郎前掲書、二四五頁。
- (34) 井上隆三郎前掲書、二四五頁。
- (35) 井上隆三郎前掲書、二四六頁。
- (36) 井上隆三郎前掲書、二四六頁。
- (37) 井上隆三郎前掲書、二四六頁。
- (38) 井上隆三郎前掲書、二四六～二四七頁。
- (39) 井上隆三郎前掲書、二四七頁。
- (40) 井上隆三郎前掲書、二四七頁。
- (41) 井上隆三郎前掲書、二四八頁。
- (42) 井上隆三郎前掲書、二四九～二五〇頁。
- (43) 井上隆三郎前掲書、二五〇頁。
- (44) 井上隆三郎前掲書、二五二頁。
- (45) 井上隆三郎前掲書、二五二頁。
- (46) 井上隆三郎前掲書、二五二頁。
- (47) 井上隆三郎前掲書、二五二頁。
- (48) 井上隆三郎前掲書、二五二頁。
- (49) 井上隆三郎前掲書、二五三頁。
- (50) 井上隆三郎前掲書、二五四頁。
- (51) 井上隆三郎前掲書、二五六頁。(『福岡県史』)
- (52) 前掲『福岡町史 通史篇』、四六七頁。